

岐阜県公報

目次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 六〇一

告 示

土木事務所長印に関する告示の一部改正

(建設政策課) 六〇一

公 示

届出受理事務の委任

(生活衛生課) 六〇二

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

概要等

(農地整備課) 六〇三

土地改良事業の工事の完了

(同) 六〇三

公共測量の実施

(用地課) 六〇三

規 則

第二千五百八十四号

平成二十六年九月二十六日

(金曜日)

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表宿日直業務専門職の項中「九、〇五〇円」を「九、二〇〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七五〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百四十一号

土木事務所長印に関する告示(平成十八年岐阜県告示第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 6及び7を次のように改める。
6 可茂土木事務所



書 体 てん書
大 小 二十ミリメートル平方

7 多治見土木事務所



書 体 てん書
大 小 二十ミリメートル平方

公 示

届出受理事務の委任

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第五条の二第二項の規定により次のとおり調理師業務従事者届出受理事務を委任したので、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）第十五条の二において読み替えて準用する同令第二条の二第一項の規定により公示する。

平成二十六年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

1 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 一般社団法人岐阜県調理師連合会
所在地 岐阜市藪田南五丁目一四番一―二号
2 届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

名 称	所 在 地
岐阜市調理師連合会	本巣郡北方町高屋白木二丁目三五番地
伊奈波調理師協会	各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内
羽島調理師協会	各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内
西濃調理師協会	大垣市江崎町四二二番地の三 西濃保健所内
海津市調理師協会	海津市平田町三郷一九八―一番地の三
養老調理師協会	養老郡養老町釜段六九九番地
揖斐本巣調理師協会	揖斐郡揖斐川町上南方一番地の― 西濃保健所揖斐セン ター内
中濃調理師協会	美濃市生櫛一六二番地の二 関保健所内
可茂調理師協会	可児市今渡一六一九番地の三八九
郡上調理師協会	郡上市八幡町初音一七二七番地の二 関保健所郡上セン ター内
多治見調理師協会	多治見市大畑町二丁目八四番地
恵那調理師協会	恵那市長島町中野四〇番地の―
中津川調理師協会	中津川市高山一―八〇番地の六
益田調理師協会	下呂市森八五九番地の三一 中央ビル二階
高山調理師協会	高山市上一之町六六番地
南古城調理師協会	飛驒市古川町片原町六番地の二三
神岡調理師協会	飛驒市神岡町東町三七八番地 神岡商工会議所内
上宝調理師協会	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根一四七七番地

二 行わせることとした届出受理事務の範囲

1 調理師業務従事者届出の受理

- 2 帳簿の備付け及び保存
 - 3 届出受理結果の報告
 - 4 届出該当調理師に対する周知及び指導
 - 5 その他届出受理事務の実施に必要な事務
- 三 届出受理事務を行わせることとした年月日
平成二十六年六月二十日

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を揖斐川町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
揖斐川北部地区	揖斐川町役場	平成二六・一〇九・二七 同 二七

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業	白川地区 (農業用排水施設整備)	平成二五・三・一五

白川地区
(農業道整備) 平成二一・五・二九

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十六年九月二十四日から
同 二十七年三月三十日まで

四 作業地域

多治見市及び土岐市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

